

## 子ども食堂等子供の居場所における体験活動支援事業 募集要項

### 1 事業の趣旨

新たに体験活動を行う子ども食堂等子供の居場所（以下「子供の居場所」という。）に対し、体験活動講師を派遣することにより、子供の居場所に参加する子供たちの職業観の醸成、将来の夢や目標を持つきっかけづくりの機会を提供します。

また、本事業を通じて実施団体が運営ノウハウを習得することにより、事業終了後も自力で活動を継続できるよう支援します。

### 2 事業概要

#### (1) 事業実施期間

採択決定日から令和6年2月29日まで

#### (2) 事業内容

- ・ 1団体当たりの実施支援回数は1回です。
- ・ 実施団体の意向を踏まえた体験活動の機会を提供します。
- ・ 体験活動の内容によって公民館や運動場等の会場を確保する必要がある場合は、原則として実施団体が手配してください。
- ・ 子供の居場所とは別の会場で開催する際、参加者の交通手段は、原則として実施団体が手配してください。
- ・ 体験活動の内容によっては、他団体との合同開催となる場合があります。
- ・ 希望どおりの体験活動の実施が困難な場合は、別の体験活動に変更するなどの調整をお願いする可能性があります。

(実施メニューの例)

#### 1 職業体験

企業での職業体験、一日体験（警察、消防、自衛隊、防災航空隊、飼育員、裁判所）、県有施設見学ツアー（埼玉スタジアム2002・さいたまスーパーアリーナ等）

#### 2 野外活動

農業体験、キャンプ、自然観察会

#### 3 スポーツ体験

各種スポーツ体験、プロスポーツ選手による体験教室・講演

#### 4 芸術鑑賞・製作

コンサート、絵画教室、陶芸体験、刀鍛冶の見学

#### 5 体験教室

科学実験教室、天体観察、環境学習教室、プログラミング体験

#### 6 語学体験

英語、中国語、手話、点字

### 3 対象団体

以下の条件を満たす子供の居場所団体

- ①埼玉県内で活動する団体
- ②申請日時点で6か月以上の活動実績がある団体
- ③月1回以上活動している団体
- ④特定の政治的活動を行う団体ではないこと
- ⑤反社会勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員）でないこと

### 4 申請方法

#### (1) 提出書類及び提出方法

##### ①インターネットの場合

以下のURLからアクセスし、必要事項を入力してください。

(URL : <https://forms.gle/TUXv8mhnVDMkwXhU8> )

##### ②郵送の場合

「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトから申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記まで送付してください。

（送付先）

〒352-0017 新座市菅沢一丁目4番5号2階

特定非営利活動法人新座子育てネットワーク

（埼玉県子供の居場所づくり推進事業事務局）

※封筒の表に「体験活動申請書在中」と朱字で記入してください。

#### (2) 申請期間

令和5年8月28日（月）から令和5年10月10日（火）まで

※郵送の場合は10月6日（金）の消印まで有効

#### (3) 事業実施団体の決定・通知

事業実施団体の採択結果は、全申請団体に対し、原則として電子メールで通知します。

### 5 事業実施団体に採択された際の留意事項

- ・本事業は、体験活動のノウハウ習得など「スタートアップの支援」を目的としていますので、支援が終了した後も体験活動を継続することを念頭に置いて応募してください。
- ・内容や実施時期などの詳細については、事務局と調整した上で決定します。
- ・事業実施中または終了後に事務局から活動状況の問い合わせや写真の提供依頼があった場合は御協力をお願いします。
- ・事業実施後2週間以内に事業報告書（様式2）を事務局に提出してください。